

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社フロンティア広島営業所	広島市南区仁保新町二丁目1-23	令和7年4月1日
訪問介護事業所 花の木	広島市中区幟町14番2号 ウエセン幟町101	平成27年5月1日
訪問介護事業所りらっくす井口	広島市西区井口1-9-17-107	令和6年11月1日
デイサービスセンターすずはり	広島市安佐北区安佐町鈴張5004-9	令和7年4月1日